

一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務用自動車賃貸借契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月17日

沖縄県宮古事務所長 小渡 悟

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県宮古事務所総務課業務用自動車賃貸借契約
- (2) 車種等 仕様書による
- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (4) 納入先 宮古島市平良字西里1125 沖縄県宮古事務所総務課

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の公布場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

沖縄県宮古事務所総務課

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎（2F）

電話番号 0980-72-2551

FAX番号 0980-73-0096

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年6月17日(水)から令和8年7月3日(金)まで(土・日、祝日を除く)

の午前9時から午後5時まで(12:00~13:00までを除く)

イ 交付方法

(1)の場所において交付する。なお、沖縄県ホームページに掲載しているPDFファイルから取得しても差し支えない。

3 入札参加資格に関する事項

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であり、営業年数が令和7年4月1日現在において3年以上あること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (3) 車両の賃貸に関し、過去2箇年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは県内の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結していること。

4 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

●地方自治法施行令（抜粋）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 暴力団排除対策における排除対象者(以下ア～オ)に該当するもの

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

- ド 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

5 入札参加資格の確認について

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接もしくは郵便で提出すること。なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
※支店、営業所等で申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。
- イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ウ 財務諸表(直近の決算報告書:貸借対照表、損益計算書、利益処分案を含むこと)
- エ 申請する日前の直近3年間の法人事業税及び法人県民税に関し未納がないことを示す証明書
- オ 車両の賃貸に関して、過去2箇年間の間の契約実績を証する書類(同種・同規模契約の実績)(第2号様式)

- (2) 提出先 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (2F)
沖縄県宮古事務所総務課 砂川 甲斐

電話番号 0980-72-2551

FAX番号 0980-73-0096

(3) 受付期限

持参または郵送いずれの場合も令和8年7月3日(金) ※土・日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間

※郵送による場合は、書留もしくは特定記録を利用すること。

(4) 入札参加資格の決定

審査結果は令和8年7月10日(金)までに全ての提出者に対して通知する

6 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和8年7月31日(金)13時30分
- (2) 場所 沖縄県宮古事務所 2階円卓会議室

7 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

8 入札の方法

入札説明書による

9 入札保証金

入札説明書による

10 その他

- (1) 本入札における契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除となる。
- (2) 申請書関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (6) 入札参加の資格を認められた後であっても、当該入札説明書「3 一般競争入札に参加することができない者」に該当する事実があった場合は、当該入札資格を取り消す。
- (7) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。